

先物取引被害全国研究会
－ 大手先物業者の最近の係争－

番号	取引期間	損害額(概算)	被害者		勧誘の態様	問題となった違法事由	現在の状況	判決の内容等	備考
			年齢	職業					
1	2001年10月～2010年12月	1417万円	37歳	無職	「金」の取引に関する資料請求をしたところ、商品先物取引の勧誘をされた。	不適格者の勧誘(適合性原則違反) 説明義務違反 断定的判断の提供 過当取引 両建の勧誘 向い玉		一審係属中	原告は、商品先物取引のほか、株式、投資信託等の投資・投機の経験が一切ない初心者である。
2	2003年12月～2005年6月	1422万円	67歳	無職	金地金の資料請求をしたところ、先物取引を勧誘された。	適合性原則違反 新規委託者保護義務違反 断定的判断の提供 説明義務違反 無意味な反復売買 過当取引 無断売買 仕切拒否	二審判決	大阪高裁平成25年11月27日 過失相殺5割 調査本部(本社審査部)の審査について、次のように認定しています。 「担当者は、上記確認の際に取引口座開設申込書に記載された内容以上に掘り下げた質問をすることはなく、商品先物取引の仕組みや危険性の説明を受け理解したかを尋ねた際にも、被控訴人が『把握したかどうかは分かりますけども。』と述べたにもかかわらず、それ以上に上記仕組みや危険性につき被控訴人が真に理解したかを聞き取るような質問をすることもいまま、値幅制限や委託証拠金の話に移った。」	本件では、理解度アンケートにおいて、原告は、「理解した」に丸をつけ、管理部の審査においても承認されているが、原告は、十分には理解できていないのである。理解度アンケートのような規制を行ったとしても、外務員が誘導して記入させることから無意味であることがわかる。

先物取引被害全国研究会
 ー大手先物業者の最近の係争ー

2014. 09. 05
 弁護士 齋藤英樹

番号	取引期間	損害額(概算)	被害者		勧誘の態様	問題となった違法事由	現在の状況	判決の内容等	備考
			年齢	職業					
3	2004年9月～2009年9月	831万円	46歳	農業	金地金の資料請求をしたところ、商品先物取引の勧誘をされた。	適合性原則違反 説明義務違反 断定的判断の提供 新規委託者保護義務違反 実質的一任売買	一審判決 二審係属中	秋田地裁平成26年7月18日 過失相殺3割 口座開設申込書に「流動資産5000万円」と記載がある点について、次のように判示した。 「本件取引における入金状況に照らせば、実際の原告の年収が幾らであったかは別に、原告が5000万円もの流動資産を有することが事実とは異なることは明らかというべきであり、本件においては、被告らにおいて、この点を具体的に確認したような状況も何らうかがえない。その上で、上記で述べたような本件取引が開始された経緯に照らせば、原告自らが本件取引に積極的に興味・関心を有していたものと認められないから、原告の計算において積極的に流動資産の金額に虚偽の記載をしたと考えることはできず、その一方で、他に原告自らが積極的な虚偽記載をする動機も見出せないことからすれば、かえって、後に被告会社の審査部による審査がされることも踏まえ、被告らにおいて原告に対し、年収額のほか多額の流動資産を保有している旨記載し、また回答するよう原告に誘導したものと推認されるというべきである。」	理解度アンケートは、従前から勧誘時には行われていたものであり、理解度アンケートの実施により被害が減少したという社会的事実はない。 本判決の事実認定からして、理解度アンケートのような規制を行ったとしても、外務員が誘導して記入させることから無意味であることがわかる。
4	2005年7月～2011年2月	8358万円	72歳	無職	金の現物の保有を恣憑する広告を見て訪問したところ、農産物の商品先物取引を勧誘された。	不招請勧誘の禁止 適合性原則違反 説明義務違反 新規委託者保護義務違反 実質的一任売買 無意味な反復売買、常時両建 仕切拒否・仕切回避	一審係属中	本件原告は、取引途中から認知症の症状が悪化し、計算能力の著しい低下、短期記憶障害がみられる。場所についての見当識障害もみられる。	

先物取引被害全国研究会
 一大手先物業者の最近の係争一

2014. 09. 05
 弁護士 斎藤英樹

番号	取引期間	損害額(概算)	被害者		勧誘の態様	問題となった違法事由	現在の状況	判決の内容等	備考
			年齢	職業					
5	2007年9月～2010年6月	4188万円	53歳	公務員	金地金の資料請求をしたところ、先物取引を勧誘された。	新規委託者保護義務違反 適合性原則違反 無意味な反復売買	一審判決 二審係属中	神戸地裁平成26年1月23日判決 新規委託者保護義務違反が認められた。 投資可能金額を修正させている点について、次のように判示した。 「原告は、担当者が持参した便箋やひな型を使用して、担当者から勧誘された取引に見合うように投資可能金額を修正した申出書を提出しているのみであり、被告会社は、その裏付けとなる資産の証明も求めていないから、厳格な適合性審査をしたと評価するのは相当ではない。この点に関し、被告会社の部長は、原告の作成した変更の申出書自体が審査の裏付け資料となる旨供述するが、そのような運用は法の趣旨に反するものというべきである。」 「そして、これらの投資可能金額の修正については、管理担当者の審査・承認がされているけれども、それは勧誘を受けたその場で、営業担当者の面前で行われたものであるから、その影響から離脱したものとはいえないことを勘案すると、これをもって適合性原則を満たす根拠とすることは相当ではない。」	本件は、担当者が1278万円余りを横領した事案である。被害者は、経産省へ業務改善命令の申立てを行ったが、本件に関連して行政処分はなされていない。なお、D社は、平成19年3月9日付にて、現物の商品取引と商品先物取引とを明確に区分せずに勧誘を行っていたとして、受託業務停止(20営業日)の行政処分を受けているほか、平成22年3月12日には、断定的判断の提供、説明義務違反等を理由として、受託業務停止(5営業日)の行政処分を受けている。 本件判決の事実認定から明らかのように、理解度アンケート等を実施したとしても、営業担当者によって誘導されるため、実質的に無意味である。そのような規制では適正に不適格者を排除することはできない。
6	2008年3月～2012年3月	1億1950万円	60歳	飲食店経営	金地金を持っていたところ、地金を買うより先物取引の方がよいと勧誘された。	不適格者の勧誘(適合性原則違反) 説明義務違反 断定的判断の提供 新規委託者保護義務違反 過当取引 両建勧誘 実質的一任売買	一審係属中	原告は、物忘れが著しく、初老期うつ病、アルツハイマー型認知症の発症の一步手前と診断されている。	

先物取引被害全国研究会
 ー大手先物業者の最近の係争ー

2014. 09. 05
 弁護士 齋藤英樹

番号	取引期間	損害額(概算)	被害者		勧誘の態様	問題となった違法事由	現在の状況	判決の内容等	備考
			年齢	職業					
7	2009年10月～2012年5月	4800万円	69歳	無職	金地金の資料請求をしたところ、金地金を購入させられ、さらに先物取引を勧誘された。	不招請勧誘の禁止 適合性原則違反 説明義務違反 断定的判断の提供 新規委託者保護義務違反 実質的一任売買 両建 過当取引(無意味な反復売買) 仕切拒否・仕切回避		一審係属中	原告は、取引開始時68歳の高齢者で年金生活者である。 ほかの事案と同じく、資産として金地金(現物)を保有することを考えて資料請求したところ、金の先物取引を勧誘されている(不招請勧誘)。
8	2009年12月～2011年3月	3224万円	56歳	農業		適合性原則違反 説明義務違反 断定的判断の提供 新規委託者保護義務違反 実質的一任売買 無意味な反復売買 両建	二審判決	東京高裁平成26年8月21日判決 過失相殺3割 合理性、必要性のない特定売買による手数料稼ぎの違法のほか、説明義務違反を認めた。説明義務違反に関して次のように判示されている。 「そもそも、商品先物取引についての特別の知識も経験もない者に対して、わずか1時間の間に、このような大量かつ専門的な内容をかみくだいて適切に説明し、それらを第一審原告に理解させることができたとは到底考えられない。」	本件において、原告は、取引の仕組みやリスクについて理解した旨の確認書等、必要書類は全て提出しているが、それらは担当者を信用していたから書いたものであって、「これらの書面が存在するからといって、直ちに担当者が第一審原告に対して同人の知識や経験等に応じた十分な説明をしたと認めることはできない。」とされている。 かかる判決の認定からして、まさに理解度アンケートを記入させるという規制は役に立たないことがわかる。

先物取引被害全国研究会
 ー大手先物業者の最近の係争ー

2014. 09. 05
 弁護士 斎藤英樹

番号	取引期間	損害額(概算)	被害者		勧誘の態様	問題となった違法事由	現在の状況	判決の内容等	備考
			年齢	職業					
9	2010年5月～2010年9月	2255万円	不詳	不詳		新規委託者保護義務違反	二審判決	<p>東京高裁平成26年7月17日判決 新規委託者保護義務違反が認められた。 投資可能金額に6000万円と記入した点について、次のように判示している。 「控訴人においても、一定の確率で一定の損失を被る危険性があることは理解していたものと認められるが、その理解は飽くまでも抽象的なもので、まさか本当に投資金額全額を失ってしまうようなことはないと考えていたからこそ、6000万円もの多額の金額を投資可能金額として設定したものと推認し得るところである。上記認定の控訴人の具体的状況を考えるならば、控訴人において、本当に投資可能金額の全てを失うことがあってもよいと考えて6000万円という投資可能金額を設定したと推認することは、全く合理的な根拠のないものであり、不自然という他はない。本件で投資可能金額を6000万円と設定したこと自体、控訴人が金の先物取引の高い危険性について十分な認識を持っていなかったことを推認させるものである。」</p>	<p>理解度アンケートは、従前から勧誘時には行われていたものであり、理解度アンケートの実施により被害が減少したという社会的事実はない。 本判決の事実認定からして、理解度アンケートのような規制を行ったとしても、外務員が誘導して記入させることから無意味であることがわかる。</p>
10	2010年5月～2012年8月	845万円	66歳	無職		適合性原則違反 説明義務違反 新規委託者保護義務違反 実質的一任売買 無意味な反復売買 仕切拒否・仕切回避	一審係属中	<p>原告が不安神経症であり、極めて依存心が強く、商品先物取引には適合しない事案である。</p>	
11	2010年10月～2013年9月	1426万円	68歳	無職	金の現物取引に関する資料を請求したところ、先物取引を勧誘された。	不適格者の勧誘(適合性原則違反) 説明義務違反 断定的判断の提供 過当取引 両建の勧誘 実質的一任売買	一審係属中	<p>原告は、取引開始時68歳の高齢者で年金生活者である。 ほかの事案と同じく、資産として金地金(現物)を保有することを考えて資料請求したところ、金の先物取引を勧誘されている(不招請勧誘)。</p>	

先物取引被害全国研究会
 ー大手先物業者の最近の係争ー

2014. 09. 05
 弁護士 斎藤英樹

番号	取引期間	損害額(概算)	被害者		勧誘の態様	問題となった違法事由	現在の状況	判決の内容等	備考
			年齢	職業					
12	2011年3月～2012年2月	257万円	37歳	無職	金地金の資料請求をしたところ、金地金を購入させられ、さらに先物取引を勧誘された。	不招請勧誘の禁止 適合性原則違反 説明義務違反 断定的判断の提供 虚偽事実の告知 実質的一任売買	一審判決 二審係属中	広島地裁平成26年6月4日判決 過失相殺2割 不招請勧誘禁止違反の違法が認められた。 「金地金購入後間もない時期に、原告が金先物取引を開始し、そればかりか取引開始後、購入したばかりの金地金を売却して証拠金に充てたというのであるから、それが、原告が被告に商品先物取引の勧誘を招請した結果であるとは考えられず、むしろ原告が主張し供述するように、担当者からの積極的な商品先物取引開始への勧誘行為、すなわち商品先物取引法に違反する不招請勧誘があったものと認定するのが相当であり、」	本件は、金地金(現物)を保有することを考えて資料請求したところ、金地金を購入させられた上で、さらに金の先物取引を勧誘された事案である。 ほかの事案と同じく典型的な勧誘方法であるが、これが、まさに不招請勧誘の禁止に違反すると認定されている。
13	2011年8月～2011年9月	1465万円	35歳	個人事業主	金地金取引の資料請求をしたところ、金先物取引の勧誘をされた。	適合性原則違反	一審判決 二審係属中	東京地裁平成26年3月24日判決 過失相殺3割 口座開設申込書の作成経緯について、次のように事実認定している。 「先物取引の経験のない原告が、自主的に取引拡大を狙って、『取引口座開設申込書』に虚偽の年収や資産状況を記載することは考えにくい。この点、被告らは、収入状況、流動資産、投資可能金額、その他のご経験欄の記載について、原告を誘導したことはない旨主張し、被告担当者はそれに沿った供述をする。」「しかし、前記のとおり、原告は先物取引の経験がなく、当初は安定重視の金地金取引の投資意向を持っていたのであるから、そのような先物取引の未経験者である原告が、保有資産を大幅に超える4000万円という金額を流動資産の額として申告することは不自然であるから、被告担当者の上記供述は信用することができない。」	理解度アンケートは、従前から勧誘時には行われていたものであり、理解度アンケートの実施により被害が減少したという社会的事実はない。 本判決の事実認定からして、理解度アンケートのような規制を行ったとしても、外務員が誘導して記入させることから無意味であることがわかる。
14	2012年7月～2013年4月	1491万円	71歳	学習塾講師	10年ほど前に金の積立購入の資料請求をしたところ、先物取引を勧誘された。	不招請勧誘の禁止 適合性原則違反 説明義務違反 断定的判断の提供 虚偽事実の告知 過当取引 実質的一任売買	一審係属中	原告は、取引開始時71歳の高齢者である。 10年ほど前に資料請求をしたところ、その後、長年にわたり執拗に勧誘され続けている。	

先物取引被害全国研究会
 ー大手先物業者の最近の係争ー

2014. 09. 05
 弁護士 齋藤英樹

番号	取引期間	損害額(概算)	被害者		勧誘の態様	問題となった違法事由	現在の状況	判決の内容等	備考
			年齢	職業					
15	2012年3月～2013年4月	4859万円	不詳	不詳		不適格者の勧誘(適合性原則違反) 説明義務違反 断定的判断の提供 頻繁売買		一審係属中	
16	2013年3月～2013年6月	1322万円	60歳	無職	金地金の資料 請求をしたところ、先物取引を 勧誘された。	不招請勧誘の禁止 適合性原則違反 説明義務違反 仕切拒否 一任売買		一審係属中	原告は、定年退職し、失業保険及び年金で暮らしていた者であり、投資経験等は一切なかった。 ほかの事案と同じく、資産として金地金(現物)を保有することを考えて資料請求したところ、金の先物取引を勧誘されている(不招請勧誘)。
17	2013年11月～2014年1月	781万円	71歳	無職	金地金の資料 請求をしたところ、先物取引を 勧誘された。	適合性原則違反 説明義務違反 実質的一任売買		一審係属中	原告は、取引開始時71歳の高齢者で、無職・年金生活者である。 ほかの事案と同じく、資産として金地金(現物)を保有することを考えて資料請求したところ、金の先物取引を勧誘されている(不招請勧誘)。
18	2010年4月～2011年9月	約6000万円	63歳	無職	金地金の資料 請求をしたところ、先物取引を 勧誘された。	適合性原則違反 不招請勧誘の禁止 説明義務違反 新規委託者保護義務違反 実質的一任売買 無意味な反復売買 仕切拒否・仕切回避		訴え提起準備中	原告は、取引開始時63歳の高齢者で、無職・年金生活者である。 ほかの事案と同じく、資産として金地金(現物)を保有することを考えて資料請求したところ、金の先物取引を勧誘されている(不招請勧誘)。
19	不詳	不詳 (判決で認容された額は備考欄参照)	不詳	不詳	不詳	不詳	二審判決	大阪高裁平成25年5月28日 原告A 3881万円 損害賠償請求認容 原告B 1億846万円 損害賠償請求認容	
20	2009年7月～2010年6月	5114万円	52歳	不詳	不詳	詐欺 断定的判断の提供 実質的一任売買		二審係属中	従業員が他社におけるインターネット取引を勧誘したり、セーフティーゴールドなどという架空の商品を勧誘したりして、顧客の資金を横領した事案である。使用者責任の有無が争点となった。

先物取引被害全国研究会
 ー大手先物業者の最近の係争ー

2014. 09. 05
 弁護士 斎藤英樹

番号	取引期間	損害額(概算)	被害者		勧誘の態様	問題となった違法事由	現在の状況	判決の内容等	備考
			年齢	職業					
21	2009年11月～2012年12月	6009万円	62歳	無職	同居の娘が金地金の資料請求をしたところ、先物取引を勧誘された。	適合性原則違反 不招請勧誘の禁止 再勧誘の禁止 説明義務違反 断定的判断の提供 両建の勧誘 無断・一任売買 過当取引 無意味な反復売買		一審係属中	本人ではなく、同居の娘が金地金(現物)の資料請求したところ、金の先物取引を勧誘されている(不招請勧誘)。